Q & A

Q どのような雨水貯留槽を設置したらいいのでしょう？

A 蓋がついているもの（蚊など虫の侵入を防ぎます）、日光を通さないもの（日光によって藻が発生することがあります）、底に水抜き用の穴があるもの（掃除がしやすいです）などに気をつけるとメンテナンスが楽なようです。
材質、価格等さまざまで一長一短がありますので、十分検討のうえ、設置場所の状況や利用目的などに適したものを選びましょう。

Q 購入してから申請するのですか？

A 購入前に申請してください。

Q 申請書は、どこで手に入りますか？

A 「川崎市地球温暖化防止活動推進センター」ホームページより、ダウンロードできます。
http://www.cckawasaki.jp/kwccca/usui.html

Q アパートやマンションでも設置可能ですか？

A 区分所有のない集合住宅の場合は大家さんの了解を得てください。区分所有のある集合住宅の場合は管理組合の了解を得てください。
また、26年度より共同住宅の所有者、または管理組合の申請もできるようになりました。

Q 取扱販売店は紹介してもらえますか？

A 販売店の紹介はできませんが、いろいろな雨水貯留槽のカタログは川崎市地球温暖化防止活動推進センターにあります。

Q 過去に川崎市雨水貯留槽設置助成金を受給していますが、今年度も設置できますか？

A できます。ただし、年度内は１回限りです。

お問い合せ・郵送先

● 川崎市地球温暖化防止活動推進センター
［kwccca］

■受付時間：10:00～17:00
（月曜日、市民館休館日、12月27日～1月4日を除く）

〒213-0001
川崎市高津区溝口1－4－1
高津市民館内（ノクティ2 11階エレベーター前）
電　話：044-813-1313
メール：office@kwccca.com
http://www.cckawasaki.jp/kwccca/usui.html

【アクセス】
■JR南武線「武蔵溝ノ口駅」下車
　東急田園都市線、大井町線「溝の口駅」下車
　徒歩５分
■駐車場：8:00～23:00 最初の１時間　500円
　　　　　　　　　　　以後 30分ごとに　250円
■駐輪場：6:30～23:00　自転車１回　100円
　　　　　　　　バイク（50cc以下）１回　130円

平成26年度川崎市雨水貯留槽設置助成事業
〈川崎市地球温暖化防止活動推進センター〉

川崎市雨水貯留槽設置助成金のご案内

雨水を貯めて、庭先の植物への水やりや打ち水、洗車など日常的に利用することで節水にもなります。また災害などの非常時には消火用水やトイレの流し水などにも活用できます。購入費用を補助していますので、貴重な水資源である「雨」の有効活用に一緒に取り組みましょう！

◎過去に受給した方も今年は設置できることになりました。

1 川崎市の助成を受けることができる方（次の条件を満たす方）

● 川崎市内に自ら居住する住宅へ設置する個人、及び共同住宅に設置する所有者又は管理組合

2 助成の概要

● 助成額：購入費の1/2　上限：3万円（千円未満切捨て、1個まで）※設置費は対象外です
● 対象機器：100リットル以上・市販品・未使用品（中古・自作不可）
● 募集期間：平成26年４月1日（火）～平成27年２月15日（日）
● 完了届提出締切：平成27年３月11日（水）
● 予定件数：約150件（先着順）
● 申込み方法：川崎市地球温暖化防止活動推進センター（CCかわさき交流コーナー）に持参又は郵送

川崎市地球温暖化防止活動推進センター〈CCかわさき交流コーナー〉
〒213-0001　川崎市高津区溝口1－4－1　ノクティ2　高津市民館内
電　話：044-813-1313

3 「助成金交付申請書」作成上の留意点

● 【添付する書類】助成金交付申請書(第１号様式)には、次の書類を添付してください。

（チェック欄：添付書類に不備がないか申請時に十分確認してください）

☐ 購入予定価格の分かる書類(見積書など)

→ 価格がわかれば、カタログ添付でも可

☐ 雨水貯留槽の設置場所が確認できる書類(家の敷地全体と設置場所を明示した図)

→ 家の図面と配置、手書きの概略図等、内容がわかるものならなんでも可

☐ 申請本人の宛先を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒(定形第１種)

→「定形第１種」とは、長形３号(120mm×235mm)

長形４号(90mm×205mm)等の封筒

4 「完了届」作成上の留意点

◎ 完了届提出締切は、平成27年3月11日(水)です。

● 【添付する書類】完了届(第５号様式)には、次の書類を添付してください。

（チェック欄：添付書類に不備がないか提出時に十分確認してください）

☐ 領収書の写し　　◎ 振込先は申請者名義の口座以外は不可です。

☐ 対象設備設置前の状況が分かる写真

→ 対象設備設置前に写真を撮ることを忘れないようにお願いします

☐ 対象設備設置後の状況が分かる写真

→ なるべく対象設備設置前と同じアングルで写真を撮ってください

☐ 住民票

→ 川崎市が発行している「住民基本台帳カード」のコピーでも可

☐ 雨水貯留槽の仕様が分かる書類(カタログ、取扱説明書等の写し)

→ 仕様がわかるインターネット等のページの印刷でも可

取扱説明書等の場合、仕様に関するページのみでかまいません

☐ 申請者本人の宛先を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒(定形第１種)

→「定形第１種」とは、長形３号(120mm×235mm)

長形４号(90mm×205mm)等の封筒

平成26年度　川崎市雨水貯留槽設置助成事業に関する主な手続きの流れ

■ 申請された方へ

・書類に不備がある場合は、または要綱に違反した場合には、交付の決定を取り消す場合があります。

・川崎市の助成を受けて設置した設備については、５年間運用していただくことになります。
期間内に設備を処分(廃棄、売却、譲渡など)する場合、助成金の返還を求められる場合があります。

・適切に設置されているか調査に伺う場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

・川崎市又は地球温暖化防止活動推進センターが行うアンケート調査などへのご協力をお願いする場合があります。

■ 計画の変更・中止等

雨水貯留槽設置を変更する場合は「計画変更届」(第３号様式)を、計画を中止する場合は「中止届」(第４号様式)をすみやかに提出してください。